

平成 24 年 4 月 10 日

文部科学大臣 平野博文 殿

一般社団法人 日本臨床救急医学会  
代表理事 横田 順



## 学校での心肺蘇生教育の普及に向けての提言

拝 啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私たち日本臨床救急医学会は、医師・看護師・薬剤師・診療放射線技師・救急隊員などを会員として、地域にのぞまれる救急医療の実現にむけて活動している一般社団法人です。当学会は、救命率向上のためには学校での心肺蘇生教育の普及が不可欠であると考え、平成 20 年 1 月に「学校への BLS（一次救命処置）導入検討委員会」を立ち上げ、「学校で行う心肺蘇生講習の指導コンセンサス」を作成してまいりました。

日本では毎年 6 万人を超える方が心臓突然死で亡くなっており、学校でも毎年少なくとも 40 人程度の子供の心停止が発生しています。より多くの命を心停止から救うためには、国として心肺蘇生を体系的に普及させる必要があります、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものです。同時に、学校での心肺蘇生教育は、児童・生徒に対し、「災害時などに求められる互助の精神と一人一人の命を大事にする心」を根付かせる絶好の機会でもあります。

学校での心肺蘇生教育の重要性自体は以前から認識され、学習指導要領でも既に盛り込まれておりますが、実際に心肺蘇生を行えるようになるような教育は、残念ながらまだほとんど普及していません。この現状を打開するためには、心肺蘇生の普及に関わる学術団体、消防機関などと学校との連携に加えて、文部科学省から学校および地方公共団体の教育行政への働き掛けにより、学校での心肺蘇生教育を促す施策が必要であると考え、心肺蘇生の普及に関わる他の組織もしくは団体とともに提言をさせていただきます。

何卒ご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬 具

## 学校への心肺蘇生教育導入についての提言

提言の目標：全ての子供たちが実技を伴う心肺蘇生の教育を受けることができる環境を整えること。

1. 中学校、高等学校において、学習指導要領に準じて学校内で実技を伴う心肺蘇生の授業実施を推進できるよう促すこと。
2. 小学校については、学習指導要領に「けがの手当」が示されている体育に加えて、特別学習等において心肺蘇生・AEDの実技を盛り込むことができるかを検討すること。
3. すでに小学生に対する心肺蘇生教育を導入している一部の地域・学校においては、その効果を評価すること。
4. 大学の教職課程においては心肺蘇生指導プログラムの必修化をはかり心肺蘇生を指導できる教員を養成すること。
5. 突然の心停止、災害に対する学校の安全を確保するため、AEDの設置に加え、全教職員の心肺蘇生講習受講を必修化すること。
6. 現職の教員を対象とした再研修において心肺蘇生法の指導法を検討すること。
7. 心肺蘇生の授業実施に必要な予算の措置を検討すること。

## 学校への心肺蘇生教育導入によって期待される効果

1. 命を助ける行動を学ぶことを通じて、互助の精神、命を大事にする心、人を思いやる心を育むことができる。
2. 学校の安全管理につながり、子供の命を守ることができる。
3. 将来日本を背負って立つ人材のすべてがAEDを含む心肺蘇生、応急手当を行うことができるようになり、心停止例の救命率向上、災害時の地域の救急対応能力の向上につながる。

## 提言の共同提案団体

(順不同)

日本臨床救急医学会、日本救急医学会、日本救急看護学会、日本救急医療財団、救急医療総合研究機構、日本赤十字社、日本小児科学会、日本小児救急医学会、日本心臓財団、日本ライフセービング協会、日本医師会

以上